⑦―２　履行保証電子決済手段の分別管理の状況

番　号	電子決済手段の種類	管　理　の　方　法

⑦―３　［略］

⑧　［略］

２　経　理　の　状　況

（記載上の注意）

１　業務の状況

［⑴～⑹　略］

⑺　事務の状況

当期における自己信託に係る事務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第２条第14項に規定する暗号資産をいう。）、暗号等資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の３第２項に規定する暗号等資産関連有価証券をいう。）、暗号等資産関連デリバティブ取引（第30条の18第２号に規定する暗号等資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第１条第４項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）を当初信託財産として行った信託について記載すること。

［①～⑧　略］

２　［略］

別紙様式第14号（第43条第１項第２号ハ⑴関係）

（日本産業規格Ａ４）

信託財産残高表

（　　年　　月末現在）

（単位：百万円）

資　産		負　債	
科　目	金額	科　目	金額
［略］			
有価証券		貸付信託	
［略］			
社債		有価証券の信託	
株式		電子決済手段の信託	
外国証券		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託	
その他の証券		金銭債権の信託	

［加える。］

⑦―２　［同左］

⑧　［同左］

２　経　理　の　状　況

（記載上の注意）

１　業務の状況

［⑴～⑹　同左］

⑺　事務の状況

当期における自己信託に係る事務の状況について記載すること。なお、表示単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。

「暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託」欄には、暗号資産（資金決済に関する法律第２条第５項に規定する暗号資産をいう。）、暗号資産関連有価証券（金融商品取引業等に関する内閣府令第146条の３第２項に規定する暗号資産関連有価証券をいう。）、暗号資産関連デリバティブ取引（同令第123条第１項第35号に規定する暗号資産関連デリバティブ取引をいう。）に係る権利又は電子記録移転有価証券表示権利等（同令第１条第４項第17号に規定する電子記録移転有価証券表示権利等をいう。）を当初信託財産として引受けを行った信託について記載すること。

［①～⑧　同左］

２　［同左］

別紙様式第14号（第43条第１項第２号ハ⑴関係）

（日本産業規格Ａ４）

信託財産残高表

（　　年　　月末現在）

（単位：百万円）

資　産		負　債	
科　目	金額	科　目	金額
［同左］			
有価証券		貸付信託	
［同左］			
社債		有価証券の信託	
株式		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託	
外国証券		金銭債権の信託	
その他の証券		動産の信託	

第明治三十種郵便物認可